

総 税 市 第 104 号
令 和 8 年 9 月 25 日

埼 玉 県 春 日 部 市 長 殿

総 務 大 臣
(公 印 省 略)

ふるさと納税の対象となる地方団体の指定について（通知）

標記の件について、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第37条の2第2項及び第314条の7第2項の規定により、貴団体を法第37条の2第2項各号及び第314条の7第2項各号に掲げる基準に適合する地方団体として指定します。

指定対象期間は、令和8年10月1日から令和9年9月30日までとなります。